

新	旧	備考
<p data-bbox="163 252 983 368">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等 について</p> <p data-bbox="495 432 983 499">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 最終改正 <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 587 983 890">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="163 978 539 1010">1. 基本的引受基準 (略)</p> <p data-bbox="163 1054 371 1086">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="163 1174 983 1241">(5) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p data-bbox="192 1249 983 1513">① 政府開発援助契約等の <u>1</u> (1) 及び 2. については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第 3 条第 1 号に規定するてん補危険に係る第 4 条第 11 号、第 12 号及び第 13 号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第 3 条第 2 号及び第 4 号に規定するてん補危険に係る第 4 条第 12 号及び第 14 号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分 G に格付けされてお</p>	<p data-bbox="1010 252 1830 368">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等 について</p> <p data-bbox="1382 432 1830 464">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073</p> <p data-bbox="1010 587 1830 890">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="1010 978 1386 1010">1. 基本的引受基準 (略)</p> <p data-bbox="1010 1054 1218 1086">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1010 1174 1830 1241">(5) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p data-bbox="1039 1249 1830 1513">① 「<u>政府開発援助契約等</u>」 <u>1</u> (1) 及び 2. については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第 3 条第 1 号に規定するてん補危険に係る第 4 条第 11 号、第 12 号及び第 13 号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第 3 条第 2 号及び第 4 号に規定するてん補危険に係る第 4 条第 12 号及び第 14 号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分 G に格付けされて</p>	

新	旧	備考
<p>らず「海外商社名簿について」のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。</p> <p>② 上記①以外の政府開発援助契約等については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者又は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 次のいずれかに該当する輸出契約等は、特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。但し、当該輸出契約等について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</u></p> <p><u>① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の1（1）又は2．に該当する輸出契約等（決済方式にかかわらず、ラインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p><u>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける輸出契約等</u></p> <p>(12) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適</p>	<p>おらず「海外商社名簿について」のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。</p> <p>② 上記①以外の「<u>政府開発援助契約等</u>」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者又は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適</p>	

貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p>附 則 <u>〔平成 26 年 3 月 25 日〕</u> この改正は、<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>から実施する。</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	<p>用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 5] （略）</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] （略）</p>	